

IV 騒音・振動

1 道路交通騒音・振動調査

(1) 要請限度調査結果

道路交通騒音・振動の実態を把握するため、騒音規制法・振動規制法の規定にもとづき調査を行いました。令和6年度の結果については下表のとおりです。

(単位：dB)

調査地点	調査期間	騒音						振動			
		調査結果		環境基準		要請限度		調査結果		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
秋川街道 長淵8丁目	11.11 ～11.14	66	61	70	65	75	70	26	18	70	65
成木街道 根ヶ布2丁目	11.26 ～11.29	66	59	70	65	75	70	33	19	65	60
新町8丁目	10.28 ～10.31	67	64	70	65	75	70	40	34	65	60
吉野街道 畑中3丁目	10.7 ～10.10	71	65	70	65	75	70	29	20	65	60
吉野街道 柚木町2丁目	10.21 ～10.24	68	61	70	65	75	70	30	19	65	60
青梅街道 日向和田3丁目	9.30 ～10.3	64	61	70	65	75	70	28	19	65	60
青梅街道 新町1丁目	9.9 ～9.12	68	64	70	65	75	70	25	18	65	60
新町5丁目	11.18 ～11.21	63	61	70	65	75	70	35	34	70	65
友田町4丁目	12.9 ～12.12	58	56	70	65	75	70	19	20	65	60

環境基準：人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものです。

要請限度：自動車騒音または道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、振動については都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を、道路管理者または関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

(2) 過去の要請限度調査結果（令和元年度から令和5年度）

§ 秋川街道（長淵8丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	70	65
令和5年度	66	61	28	19
令和4年度	65	60	29	18
令和3年度	66	59	25	16
令和2年度	66	58	27	19
令和元年度	65	61	27	19



§ 成木街道（根ヶ布2丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和5年度	67	61	35	18
令和4年度	64	57	42	21
令和3年度	63	57	44	22
令和2年度	69	62	41	20
令和元年度	68	60	42	20



§ 青梅市道（新町8丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和5年度	66	62	42	34
令和4年度	66	61	42	35
令和3年度	66	62	40	34
令和2年度	67	63	41	34
令和元年度	66	62	41	33



§ 吉野街道（畑中3丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和5年度	68	64	29	22
令和4年度	69	65	30	21
令和3年度	70	64	25	18
令和2年度	70	65	24	18
令和元年度	67	61	23	17



§ 吉野街道（柚木町2丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和5年度	67	62	30	19
令和4年度	67	61	32	21
令和3年度	67	62	28	19
令和2年度	67	61	27	19
令和元年度	66	61	33	19



§ 青梅街道（日向和田3丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和5年度	64	59	29	20
令和4年度	65	58	27	19
令和3年度	64	58	27	20
令和2年度	64	57	28	18
令和元年度	63	59	29	20



§ 青梅街道（新町1丁目）（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和5年度	67	61	39	31
令和4年度	68	63	38	29
令和3年度	68	61	34	27
令和2年度	69	62	28	21
令和元年度	68	64	34	26



§ 新町5丁目（単位：dB）

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	70	65
令和5年度	61	59	42	43
令和4年度	61	59	44	43
令和3年度	60	58	40	39
令和2年度	61	59	29	27
令和元年度	61	59	28	27



§ 友田町4丁目 (単位：dB)

	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
環境基準	70	65	--	--
要請限度	75	70	65	60
令和5年度	56	54	23	22
令和4年度	57	56	23	24
令和3年度	56	54	17	17
令和2年度	60	59	21	21
令和元年度	56	56	15	15



(3) 自動車騒音常時監視調査結果

自動車騒音の状況の常時監視にかかる事務については、平成24年度より都道府県および市に権限が移譲されました。令和6年度は、市内10路線10区間で調査を実施し、沿道地域における環境基準の達成状況を評価しました。結果については下表のとおりです。

路線名	評価区間			達成率(%)	
	始点	終点	延長(km)	昼間	夜間
一般国道411号	奥多摩青梅線	青梅市・奥多摩町境	4.0	100	100
立川青梅線	羽村市・青梅市境	立川青梅線	0.3	100	100
青梅あきる野線	青梅飯能線	新宿青梅線	0.4	100	100
瑞穂富岡線	青梅入間線	瑞穂富岡線	3.1	99.6	99.6
奥多摩青梅線	十里木御嶽停車場線	柚木二俣尾線	4.4	100	99.1
下畑軍畑線	下畑軍畑線	青梅秩父線	3.7	100	100
成木河辺線	塩船45付近交差点	青梅入間線	0.9	98.4	99.2
青梅停車場線	青梅駅前交差点	青梅飯能線	0.1	100	100
原市場下成木線	原市場下成木線	下畑軍畑線	0.3	100	100
大久野青梅線	奥多摩青梅線	一般国道411号	0.7	100	100

(4) 環境基準・要請限度

ア 環境基本法の自動車騒音にかかる環境基準 (単位：dB)

地域類型	当てはめ地域	車線等	時間の区分		
			6時	(昼間) 22時	(夜間) 6時
A	第1種低層住居専用地域	一般地域	55	45	
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	60	55	
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	70	65	
B	第1種住居地域	一般地域	55	45	
	第2種住居地域	2車線以上	65	60	
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	近接区域	70	65	

C	近隣商業地域	一般地域	60	50	
	商業地域 準工業地域	2車線以上	65	60	
	工業地域	近接区域	70	65	

近接区域：幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいいます。

イ 騒音規制法の自動車騒音にかかる要請限度 (単位：dB)

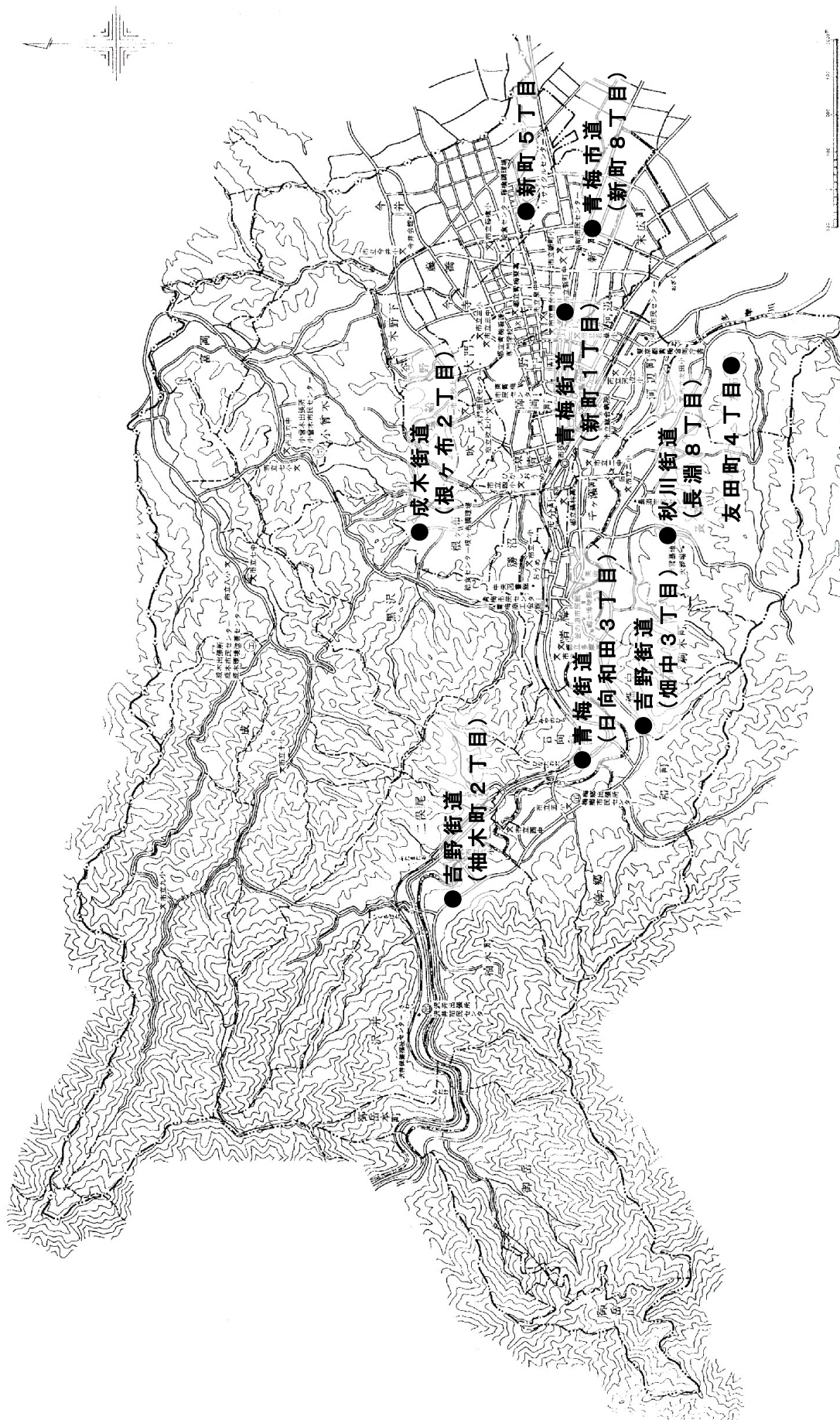
区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分		
			6時 (昼間)	22時 (夜間)	6時
a 区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65	55	
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70	65	
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	75	70	
b 区域	第1種住居地域	1車線	65	55	
	第2種住居地域	2車線以上	75	70	
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	近接区域			
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70	

近接区域：幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および4車線以上の区市町村道をいいます。

ウ 振動規制法の道路交通振動にかかる要請限度 (単位：dB)

区域の区分	当てはめ地域	時間の区分		
		8時 (昼間)	19時 (夜間)	8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	65	60	
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
	第1種住居地域			
	第2種住居地域			
	準住居地域 用途地域の定めのない地域		20時	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65	

道路交通騒音・振動調査地点



2 騒音規制法・振動規制法に関する事務処理状況

(1) 特定施設について

工場または事業場に設置されている施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって、別表3および別表4（§5 参考資料参照）で定めるものを特定施設といたします。特定施設を設置する工場または事業場を特定工場といい、規制の対象となります。

ア 騒音規制法

設置届

施設の種類	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破砕機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機
特定工場等数	0	1	0	0	0	0
特定施設数	0	2	0	0	0	0
施設の種類	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機	計
特定工場等数	0	0	0	0	0	1
特定施設数	0	0	0	0	0	2

※（ ）内は、特定工場等の実数

その他の届出

(単位：件)

防止の方法変更	氏名等変更	種類ごとの数変更	承 継	廃 止
0	3	1	1	2

イ 振動規制法

設置届

施設の種類	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	コンクリートブロックマシン等	
特定工場等数	1	1	0	0	0	
特定施設数	1	2	0	0	0	
施設の種類	木材加工機械	印刷機械	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機	計
特定工場等数	0	0	0	0	0	2
特定施設数	0	0	0	0	0	3

※（ ）内は、特定工場等の実数

その他の届出

(単位：件)

防止の方法変更	使用の方法変更	氏名等変更	種類および能力ごとの数変更	承 継	廃 止
0	0	2	0	1	2

(2) 特定建設作業について

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業を特定建設作業といい、騒音規制法・振動規制法にもとづき、作業開始の7日前までに届け出なければなりません。

規制等対象となる特定建設作業とは、別表5（§5 参考資料参照）に掲げるものをいいます。

また、環境確保条例では、建設作業のうち、別表6（§5 参考資料参照）に掲げるものを指定建設作業といい、届出は不要ですが基準値を設けています。

ア 騒音規制法

(単位：件)

くい打機等	びょう打機等	さく岩機	空気圧縮機	
1	0	26	2	
コンクリートプラント等	バックホウ	トラクターショベル	ブルドーザー	計
0	7	0	0	36

イ 振動規制法

(単位：件)

くい打機等	鋼球	舗装版破砕機	ブレーカー	計
3	0	0	18	21